

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応について (税の申告・納付の緩和措置等)

税理士法人渡邊芳樹事務所  
株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング

2020年5月7日

# 目次

---

- I. 申告・納付期限の延長
- II. 納税の猶予
- III. 欠損金の繰戻し還付
- IV. 消費税の課税選択の変更に係る特例
- V. 参考URL



# I . 申告・納付期限の延長

# I. 申告・納付期限の延長

## 簡易な申請手続きで期限延長が可能

新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合、申告期限以降も、柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長		<b>申告が必要な以下の税</b>
	<b>全事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税</li><li>・消費税 ・贈与税</li><li>・相続税 の申告 (※)</li></ul> <p>→ 申告期限以降も、<b>柔軟に受付</b></p> <p>✓ <u>基本的には、延滞税・利子税は発生しません</u></p> <p>✓ 申告書の作成又は来署することが<u>可能になった時点での税務署への申し出</u>で受け付けます。</p>

申告延長の申請は簡易！  
申告書の余白に付記等

申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Tax をご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続きで申請を行うことができます。

# I. 申告・納付期限の延長

## 柔軟に確定申告の受付

やむを得ない理由は国税庁FAQ問2に列挙されています(☞P6)が、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、下記のようなケースで申告をすることが困難な場合は、期限の個別延長が認められます。

### 法人税申告の場合(☞P7)

次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないケース

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ③ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

### 相続税申告の場合(☞P7)

相続人等が次のような状況となっているケース

- ① 体調不良により外出を控えている場合
- ② 感染拡大により外出を控えている場合

# I. 申告・納付期限の延長

## 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由

### 問 2. 《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》〔4月16日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められます。

○ 新型コロナウイルス感染症（以下、この間では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。

○ 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

### 問 10. 《個別延長のための申請手続の期限について》〔4月16日更新〕

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

○ 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 か月以内に申請を行っていただく必要があります。

申請に当たっては、別途、申請書を作成する必要はなく、申告の際、その申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくことで申請を行うことができます。

○ この場合、延長される申告・納付の期限は原則として申告書等の提出日となります。

出典：国税庁HPより「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

#### 〔個人・法人共通〕

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
  - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
  - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
  - 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動を自粛しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること

#### 〔法人〕

- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問 7 参照）

#### 〔個人〕

- ⑤ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ⑥ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
  - 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
  - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
  - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
  - 緊急事態宣言などにより、感染拡大防止の取組みが行われている

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

# I. 申告・納付期限の延長

## 法人税、相続税、その他申請等の期限の個別延長

### 問2-2. 《法人の期限の個別延長について》〔4月16日更新〕

申告所得税等の申告・納付については、4月17日以降であっても柔軟に確定申告を受け付けていると聞きました。

法人については、これから申告・納付期限を迎えることとなりますが、(問2にあるような) やむを得ない理由がなければ期限の個別延長が認められないのか心配しています。法人についても、柔軟に確定申告を受け付けてくれるのでしょうか。

- 法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。

○ 法人の場合には、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勤奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。

出典：国税庁HPより「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

### 問3. 《相続税の期限の個別延長について》〔4月16日追加〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに相続税の申告等の手続きができませんでしたが、相続税についても災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

○ このやむを得ない理由については、新型コロナウイルス感染症に感染した場合はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響によって相続人等が次のような状況となっていることにより、申告をすることが困難なケースなどが該当することになります。

- 体調不良により外出を控えている場合
- 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの場合
- 感染拡大により外出を控えている場合

- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

### 問4. 《期限の個別延長の対象となる手続》

申告以外の届出や申請なども期限の個別延長の対象となりますか。

- 更正の請求等の申告以外の届出や申請についても、期限の個別延長の対象となります。

- ・所得税の青色承認申請
- ・青色事業者専従者給与に関する届出
- ・個人事業の開廃業等届出など

# I. 申告・納付期限の延長

所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目が対象

個人  
の  
申告

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得 税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日(木)まで期限 を延長
個人事業者の 消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・4月17日(金)以降で <u>あっても柔軟に確定申告書 を受付</u>
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署する ことが可能になった時点で税務署 へ申し出ていただければ、申告期 限延長の取扱いをさせていただきます。

法人  
の  
申告

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。





## Ⅱ. 納税の猶予

---

## Ⅱ. 納税の猶予

### 納税が困難な場合に納税を猶予する「特例制度」

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に①相当の減少や、資金繰りの悪化等の①個別事情により、②国税を納付期限までに一時に納めることが困難な場合は、一定の期限内に税務署に申請を行うことにより、1年間、納税の猶予制度の適用を受けることができます。

納税の猶予	①-1 事業収入が <u>20%以上減少</u>	<b>原則全ての税について</b> 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → <u>無担保＋延滞税なしで、1年間納税猶予</u>
	①-2 <u>個別の事情がある場合</u>	<b>国税について</b> ・原則、 <u>1年間猶予</u> （状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） ・猶予期間中の <u>延滞税の全部又は一部が免除</u> ・ <u>財産の差押えや換価（売却）が猶予</u> ※税務署において所定の審査を行います。 ※ <u>地方税においても、国税と同様の措置</u> を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。● 詳細は、お住いの都道府県・市区町村へ <u>&lt;個別の事情&gt;</u> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目が対象

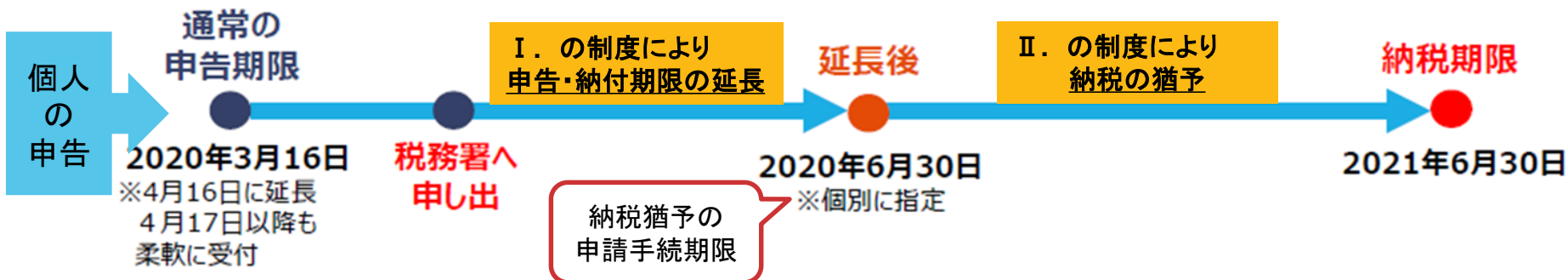
特例制度の対象は、①、②のいずれも満たす場合

② 納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業継続若しくは生活の維持を困難にすると認められること。

## Ⅱ. 納税の猶予

### 納税が困難な場合に納税を猶予する「特例制度」

○イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



#### 申請手続等

- ・関係法令の施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請書は現在準備中です。申請書と併せて、原則、収入や現預金の状況が分かる資料（例：売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなど）の提出を求められます。

#### 事業収入とは

- ・法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・個人の方の譲渡所得、一時所得などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられるため、事業収入には含まれません。



## Ⅲ. 欠損金の繰戻し還付

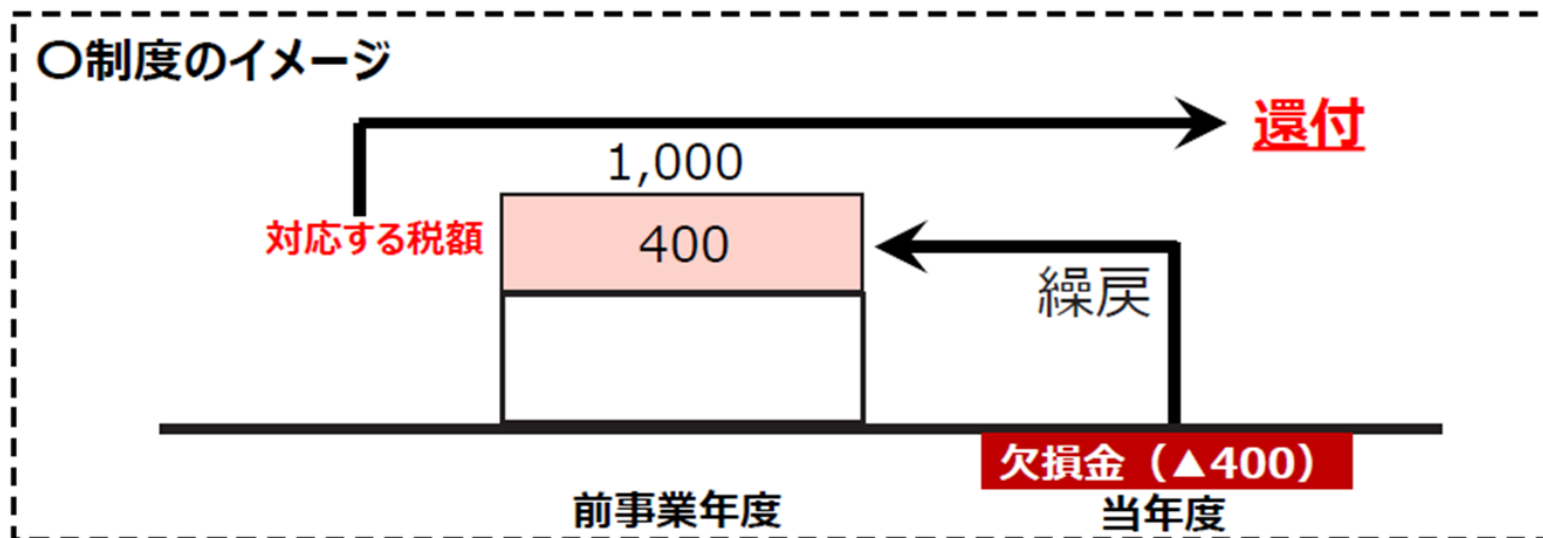
### Ⅲ. 欠損金の繰戻し還付 制度適用対象の拡大

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金 1 億円以下）	資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用



(注)大規模法人(資本金の額が10億円をこえる法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

# Ⅲ. 欠損金の繰戻し還付

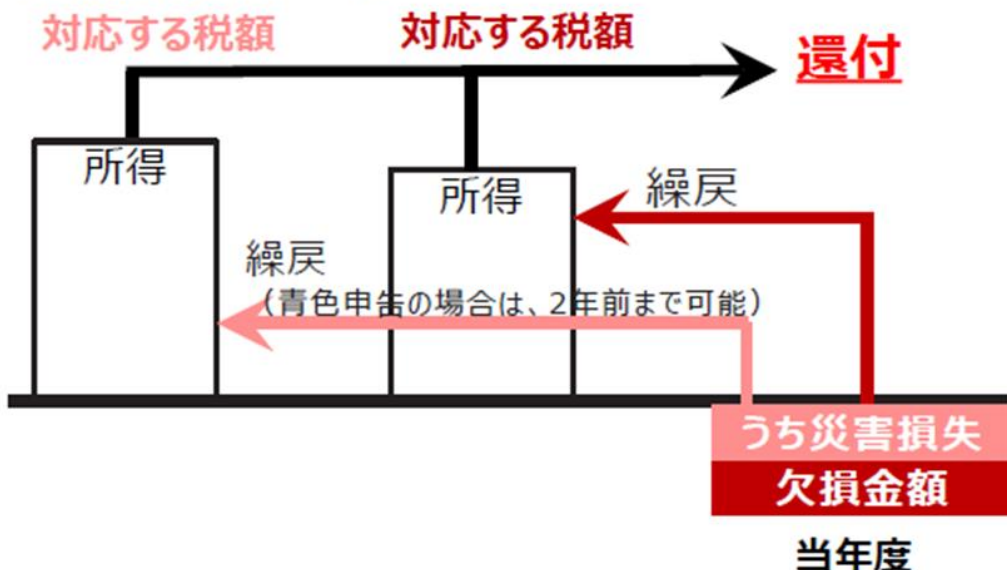
## 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により

### ○制度のイメージ



- 例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。
- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
  - ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
  - ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
  - ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
  - ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損



## IV. 消費税の課税選択の変更に係る特例

---

## IV. 消費税の課税選択の変更に係る特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき

納税地の所轄税務署長に申請し、承認を受けることで、特定課税期間※以後の課税期間について、課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

### 要件

- ① 特例に係る法律の施行日（令和2年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
- ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末

（注2）国税通則法11条の規定による期限延長を受けている場合には、その延長された期限が承認申請期限となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

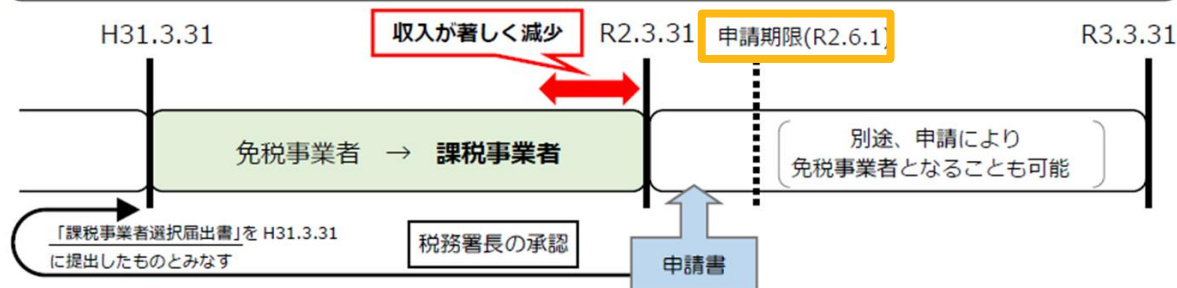
注) 本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。



# IV. 消費税の課税選択の変更に係る特例

## 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）

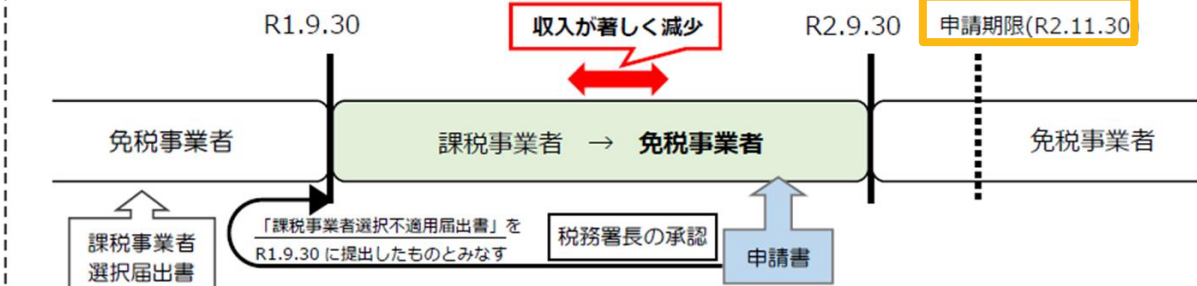


### 承認申請手続

特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ特法第10条第1項(第3項)の規定に基づく課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」に「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」を添付して、一定の期限までに納税地の所轄税務署長に提出

## 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

### 添付する確認書類

例えば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなどで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち、任意の1か月以上の期間(調査期間)と、その調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類



## V. 参考URL

## V. 参考URL

---

### ■ 国税庁

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と

申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ: 令和2年4月30日更新

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

### ■ 国税庁

国税の納税の猶予制度FAQ: 令和2年4月30日現在

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

### ■ 経済産業省

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ: 令和2年5月3日時点版

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

### ■ 財務省

消費税の課税選択の変更に係る特例

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure2.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure2.pdf)

### ■ 国税庁

消費税の課税選択の変更に係る特例について(詳細版)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syouhizei1-2.pdf>



## 税理士法人渡邊芳樹事務所

### 【赤坂本部】

〒107-0052

東京都港区赤坂7-6-15

赤坂ロイヤルビル501

TEL: 03-5575-8270

FAX: 03-5575-8271

### 【麴町オフィス】

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-1

麴町ダイヤモンドビル11F

TEL: 03-6630-8555

FAX: 03-3230-8620

### 【大阪オフィス】

〒541-0048

大阪府大阪市中央区瓦町2-4-7

新瓦町ビル7F

TEL: 06-6227-6887

FAX: 06-6227-6888

URL: <https://www.crowe.com/jp/about-us/our-office/tax>

グループ会社: 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング